

武雄市告示第156号

武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月17日

武雄市長 小松 政

武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、コロナ禍における物価の高騰等の影響により生活に困窮している者等に対する支援体制の強化を図るため、生活困窮者の支援に取り組む団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で生活困窮者の支援に取り組む団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

(1) 自己又はその構成員等が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 前号に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

(補助事業、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更がない場合は、この限りでない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

2 前項第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第6条 規則第9条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日が経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日（次条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第11条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号及び様式第5号のとおりとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月17日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率
コロナ禍における物価高騰等の影響による支援ニーズの増大に対応した生活困窮者支援活動	補助事業の実施に必要な経費のうち次に掲げるもの。ただし、令和4年10月1日以後に生じた経費に限る。 (1) 給料 (2) 職員手当等 (3) 報酬 (4) 報償費 (5) 共済費 (6) 旅費 (7) 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費及び修繕料） (8) 会議費 (9) 役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料及び保険料） (10) 委託料 (11) 使用料及び賃借料 (12) 備品購入費（1件30万円未満のものに限る。） (13) 負担金 (14) 補助金及び交付金	10分の10以内（算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、1補助対象者当たり50万円を上限額とする。

武雄市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業  
補助金交付申請書

年度において、生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業を実施したいので、金 円を交付されるよう、武雄市補助金等交付規則及び武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類 所要額調書（別紙1） 事業計画の概要（別紙2）

確 認 書

上記申請に係る事業計画は、年 月 日に開催したプラットフォーム会議において、適当と認められました。

年 月 日

プラットフォーム事務局  
（職 氏名）

第 号  
年 月 日

申請者 様

武雄市長



年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金  
交付決定通知書

上記で申請のあった補助金については、次のとおり決定したので、武雄市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

- 1 決定区分 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額又は不交付の理由

別紙 1

年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金所要額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	寄付金その他 収入額 B	差引額 C (A - B)	選定額 D	補助金 所要額 E	既補助金 決定額 F	差引補助金 所要額 G (E - F)
計							

(注) (D) 欄「選定額」は、(C) 欄「差引額」と 50 万円を比較して少ない額を記入すること。

別紙 2

年度事業計画の概要

事業の目的：

事業名	事業内容及び実施回数等	支出予定額及び積算内訳

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金  
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった 年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金について、下記の理由により事業の内容又は経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、武雄市補助金等交付規則及び武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

- （注）1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。  
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金  
実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった 年  
度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金について、  
下記のとおり事業を実施したので、武雄市補助金等交付規則及び武雄市生活困窮者支援体制  
を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添え  
て報告します。

添付書類 所要額調書（別紙3） 事業の概要（別紙4）

確 認 書

上記実績報告に係る支出は、年 月 日に関係書類を確認したところ、適当  
と認められました。

年 月 日

プラットフォーム事務局  
（職 氏名）



年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金所要額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 A	寄付金その他収入額 B	差引額 C (A - B)	選定額 D	補助金 所要額 E	補助金 決定額 F	補助金 受入済額 G
計							

(注) (D) 欄「選定額」は、(C) 欄「差引額」と 50 万円を比較して少ない額を記入すること。

別紙 4

年度事業の概要

事業の効果：

事業名	事業内容及び実施回数等	支出額及び積算内訳

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

(注) 本人(法人格のない団体の場合は代表者)が自署  
(手書き)する場合は押印不要。(本人が自署しない  
場合及び法人の場合は押印が必要)

年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業  
補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の交付決定の通知があった 年度武  
雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金として、下記の  
金額を交付されるよう武雄市補助金等交付規則及び武雄市生活困窮者支援体制を構築するた  
めのプラットフォーム整備事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

内 訳 決 定 額 金 円

交 付 済 額 金 円

今 回 請 求 額 金 円

残 額 金 円

振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		

(注) 「概算払」で交付する場合の様式である。

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

(注) 本人(法人格のない団体の場合は代表者)が自署  
(手書き)する場合は押印不要。(本人が自署しない  
場合及び法人の場合は押印が必要)

年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業  
補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった 年度武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金として、下記の金額を交付されるよう武雄市補助金等交付規則及び武雄市生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内 訳		
確定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義 (フリガナ)		